

足立区定期利用保育事業の利用要件及び、利用可能な時間

保護者全員が下表のいずれかの要件に該当する場合、利用することができます。

NO	要件	利用可能な期間	注意点	確認資料の例
1	就労・就労内定 (月48時間以上)	就労期間中	<p>【就労】 育児休業中の方は、利用開始月の翌月1日に職場復帰できることが条件</p> <p>【就労内定】 利用開始月に就労していることが条件</p> <p>※月48時間未満の就労は「求職活動」の要件となる。 ※利用中の年少の児童の育児休業に入った場合も年度末まで利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務証明書 ・勤務(内定)証明書など
2	求職活動・起業活動	就労開始までの期間 (最長3か月)	<p>利用開始後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始出来ない場合は利用終了</p> <p>※他に利用希望者がいない場合は1か月単位で延長可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務開始後に勤務証明書を提出
3	妊娠・出産	出産予定月の前後2か月	<p>期間経過後も利用する場合は他の理由が必要(就労など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳のコピー (表紙・出産予定日のわかるページ)
4	就学・就学内定 職業訓練	在学期間中	<p>【就学】 趣味の講座、カルチャースクール等は対象外</p> <p>【就学内定】 入所月に通学開始できることが条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・時間割など
5	親族の介護・看護	必要な期間	<p>介護・看護を受けている方が二親等内の親族に限る(申込児童の介護や看護は除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書、障がい者手帳、 介護保険被保険者証等のコピー
6	保護者の疾病・障がい	必要な期間		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書又は障がい者手帳のコピー